

雇児総発第0225002号  
平成17年2月25日

各 

〔 都道府県 指定都市 中核市〕	〔 児童福祉主管部（局）長 母子保健主管部（局）長 衛生主管部（局）長〕	殿		

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

### 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に関する留意点について

児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）については、平成16年12月3日に公布されたところであり、その内容は「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について」（平成16年12月3日雇児発第1203001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）でお示したとおりであるが、その後、関連法令として、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」（平成16年政令第402号）が平成16年12月17日に、「児童福祉法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成16年政令第412号）が同年12月22日に、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成16年厚生労働省令第178号）が同年12月24日に、「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（平成17年厚生労働省令第22号）が平成17年2月25日に、「児童福祉法第12条の3第3項の厚生労働大臣が定める基準」（平成17年厚生労働省告示第43号）が同年2月25日に、「児童福祉法施行規則第6条第6号の厚生労働大臣が定める講習会」（平成17年厚生労働省告示第42号）が同年2月25日に、「児童福祉法第21条の9の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度」（平成17年厚生労働省告示第23号）が同年2月10日に公布されたところである。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に際しては、これらの関連法令はもちろんのこと、下記の点についてご留意いただきたいので、その内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 第1 児童虐待防止対策の充実・強化

#### 1 児童相談に関する体制の充実

##### (1) 都道府県と市町村の役割分担（児童福祉法第10条～第12条、第25条、第25条の6～第26条等関係）

###### ① 改正の基本的考え方

従来、児童福祉法（昭和22年法律第164号）においては、あらゆる児童相談について児童相談所が対応することとされてきたが、近年、児童虐待相談件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大している。

こうした幅広い相談全てを児童相談所のみが受け止めることは必ずしも効率的ではなく、市町村をはじめ多様な機関によるきめ細やかな対応が求められている。

今般の改正は、こうした状況を踏まえ、

ア 児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取り組みを求めつつ、

イ 都道府県（児童相談所）の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化し、

ウ さらに保護者に対する指導に家庭裁判所が関与する仕組みを導入するなど、司法関与の強化を行う、

等の措置を講じ、児童相談に関わる主体をふやすとともに、その役割を明確化することにより、全体として地域における児童相談体制の充実を図るものである。

まず、市町村が行う業務については、次のように規定された（児童福祉法第10条第1項各号）。

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

市町村は要保護児童の通告先としても追加された（児童福祉法第25条）。

これに対し、都道府県が行う業務については、次のように規定された（児童福祉法第11条第1項各号）。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
  - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
  - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
  - ホ 児童の一時保護を行うこと。

児童相談所は、児童の福祉に関し、上記の都道府県の業務のうち、主として第一号に掲げる業務及び第二号ロからホまでに掲げる業務を行うものとされている（児童福祉法第12条第2項）。

## ② 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方

こうした都道府県と市町村の役割分担・連携については、まず市町村は、ア 第10条第1項第3号に掲げる業務（児童相談に応じる等の業務）のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない（児童福祉法第10条第2項）、イ この児童相談に応じる等の業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない（児童福祉法第10条第3項）ことが規定された。

他方、都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実

施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができることが規定された（児童福祉法第11条第2項）。

このように今般の改正は、都道府県と市町村の間で適切な役割分担・連携を図りつつ、特に市町村に対しては、現在、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取組を行うことを期待するものである。

具体的には、市町村については、

- ア 住民等からの通告や相談を受け、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微な事例については、市町村中心に対応する
  - イ 事例の緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難な事例については児童相談所に直ちに連絡する
  - ウ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る
- など、自ら対応可能と考えられる比較的軽微な事例への対応や、重篤な事例に関する窓口、自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理を担うことが求められる。

また、市町村が取り扱う相談は、虐待を受けた児童に関するものに限られるものではなく、障害児や非行児童の福祉に関する相談等、子どもに関するあらゆる種類の相談が含まれるものであり、子どもやその家庭その他関係機関等から相談を求められた場合は適切に対応するものとする。これらの事務を適切に行うため、市町村は、必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならないものとされている（児童福祉法第10条第4項）。

この規定については、衆議院において全会一致で修正・追加された事項であり、その経緯を踏まえ、各市町村において、特に適切に対応していただきたい。

他方、都道府県（児童相談所）については、こうした市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行うほか、

- ア 個別の事例に関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の

必要性の判断も含め、児童相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行うとともに、

イ 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難な事例の送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う

ウ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行う

ことが求められる。

都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の基本的考え方は以上のとおりであるが、児童相談に関して「軽微」あるいは「専門的」と判断する具体的な基準については、市町村や都道府県の児童相談体制にもよることから、当面、上記の考え方を踏まえつつ、自ら対応することが困難であると市町村が判断した事例については、都道府県（児童相談所）が中心となって対応することを基本に、都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の具体的なあり方について十分調整を図り、児童相談への対応に遺漏のないようお願いしたい。

### ③ 要保護児童の通告への対応

今般の改正では、①及び②の基本的考え方を踏まえ、児童福祉法第25条の規定による要保護児童の通告先として、新たに市町村が規定されるとともに、通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、必要があると認めるときは、速やかに当該児童の状況把握を行うものとされた（児童福祉法第25条の6）。

また、市町村は、要保護児童及びその保護者に対する支援の実施状況を的確に把握するとともに、こうした通告を受けた児童等について、必要があると認めるときは、次の措置を採ることとされた（児童福祉法第25条の7）。

ア 第27条の措置を要すると認める者及び専門的な判定を要すると認める者の児童相談所への送致

イ 福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導

（福祉事務所を設置していない町村においては、当該指導措置が適当であると認める者の都道府県福祉事務所への送致）

上記措置により児童相談所又は福祉事務所に事例を送致した場合において

も、これらの機関から適宜情報の提供を受ける等により、市町村はこうした児童等に対する支援の状況を的確に把握しておくことが必要である。

なお、本年4月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」においても、児童福祉法の改正と軌を一にした以下の改正が行われている（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）。第6条及び第8条）。

ア 児童虐待に係る通告先として市町村を新たに規定。

イ 通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、  
(ア) 必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めるとともに、

(イ) 市町村又は都道府県が設置する福祉事務所にあつては、必要に応じ、児童福祉法第25条の7又は第25条の8の規定による児童相談所への送致を行う。

(ウ) 児童相談所にあつては、必要に応じ、一時保護を行う。

以上の改正を踏まえ、市町村においては、

ア 夜間や休日を含め、通告の受理からその対応までの業務に関する都道府県（児童相談所）との役割分担・連携について十分調整を図るとともに、

イ 住民に対して具体的な通告の窓口、電話番号等を周知することが必要である。

#### ④ 児童相談所の体制強化

今般の改正においては、児童虐待相談件数の急増等により、虐待の早期発見・早期対応をさらに進めていくためには、児童相談所の現行の体制には限界があることを踏まえ、児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村に積極的な取組を求めるものである。

このため、これを契機に児童相談所の業務が軽減されると考えるのは適当ではなく、これまで十分に対応しきれなかったケースについて、市町村との役割分担の下、より適切に対応できる体制を構築しようというものであり、児童相談所の体制を縮小することは今般の改正が意図するものではないことは言うまでもない。むしろ児童相談所においては、こうした市町村に対する後方支援や、より困難な事例に対する専門的な支援を適切に行うための体制を確保し、充実を図ることが必要である。

⑤ 福祉事務所（家庭児童相談室）について

今回の改正により、児童相談に応じることが市町村の業務として法律上、明確にされることになり、住民に身近な市町村が予防や早期発見を中心に担うこととなる。

そのため、市の設置する福祉事務所（家庭児童相談室）においては、市の児童相談窓口として積極的に活用されたい。

また、都道府県の設置する福祉事務所（家庭児童相談室）においても、市町村が児童相談窓口としての機能を担うこととなったことをもって、安易にその機能を縮小するのではなく、例えば、児童相談所の支所的な機能を持たせ、市町村の児童相談の後方支援を積極的に担う機関と位置づけるなど、その積極的な活用について十分検討されたい。

なお、現在の市町村合併の進展状況や市町村における相談の状況等を踏まえ、今後、家庭児童相談室の役割については見直すことも必要と考えられるが、当面は、地域の実情を踏まえながら、福祉事務所（家庭児童相談室）がこれまで培ってきたノウハウや人的資源も積極的かつ有効に活用しつつ、児童の問題の解決を図っていくことが適当であると考えているので、福祉事務所（家庭児童相談室）との十分な連携を図っていただきたい。

(2) 要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2～第25条の5関係）

① 改正の基本的考え方

虐待を受けている児童を始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるが、こうした多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保するためには、

ア 運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化

イ 関係機関からの円滑な情報の提供を図るための個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の関係の明確化

が必要である。

このため、今般の改正においては以下の規定が整備された。

ア 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に

関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下単に「協議会」という。）を置くことができる。

イ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。

ウ 協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

こうした改正により、

ア 関係機関のはざままで適切な支援が行われなかった事例の防止や、

イ 医師や地方公務員など、守秘義務が存在すること等から個人情報の提供に躊躇があった関係者からの積極的な情報提供

が図られ、要保護児童の適切な保護に資することが期待される。

特に、協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されるところである。

なお、今般の改正においては、協議会の設置は義務付けられていないが、こうした関係機関等の連携による取組が要保護児童への対応に効果的であることから、その法定化等の措置が講じられたものである。また、参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」とこととされているところである。これらの経緯を踏まえ、市町村における協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努められたい。

## ② 要保護児童対策地域協議会の運営

### ア 設置主体

協議会の設置主体は地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体であり、普通地方公共団体である市町村及び都道府県のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）等も含まれる。

協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、



地域の実情に応じて複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

なお、こうした複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

このように市町村が設置主体となる協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、市町村の後方支援を行うことが期待される。

一方、都道府県等が設置主体となる協議会については、自らが、要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

#### イ 対象児童

協議会の対象児童は、児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。

#### ウ 構成員

協議会の構成員は児童福祉法第25条の2第1項に規定する「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」であり、具体的には以下の者が想定されるが、これに限らず、地域の実情に応じて幅広い者を参加させることが可能である。

なお、関係機関等の協議会への参加に際しては、協議会の業務内容や構成員に課せられる守秘義務等について、その内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが適当である。

#### 【児童福祉関係】

- ・ 市町村の児童福祉、母子保健等の担当部局
- ・ 児童相談所
- ・ 福祉事務所（家庭児童相談室）
- ・ 保育所（地域子育て支援センター）
- ・ 児童養護施設等の児童福祉施設
- ・ 児童家庭支援センター
- ・ 里親
- ・ 児童館
- ・ 民生・児童委員協議会、主任児童委員、民生・児童委員
- ・ 社会福祉士
- ・ 社会福祉協議会

**【保健医療関係】**

- ・市町村保健センター
- ・保健所
- ・地区医師会、地区歯科医師会、地区看護協会
- ・医療機関
- ・医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師
- ・精神保健福祉士
- ・カウンセラー（臨床心理士等）

**【教育関係】**

- ・教育委員会
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校、養護学校等の学校

**【警察・司法関係】**

- ・警察署
- ・弁護士会、弁護士

**【人権擁護関係】**

- ・法務局
- ・人権擁護委員

**【配偶者からの暴力関係】**

- ・配偶者暴力相談支援センター等配偶者からの暴力に対応している機関

**【その他】**

- ・NPO
- ・ボランティア
- ・民間団体

エ 業務

協議会は、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う（児童福祉法第25条の2第2項）。

協議会については、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に、要保護児童対策調整機関や協議会の構成員に対する守秘義務が設けられており、個別の事例について担当者レベルで適時検討する会議（個別ケース検討会議）を積極的に開催することはもとより、構成員の代表者による会議（代表者会議）や実務担当者による会議（実務者会議）を開催することが期待される。

#### 【代表者会議】

- ・ 協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者と構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。
- ・ ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。
- ・ 会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
  - ①要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
  - ②実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

#### 【実務者会議】

- ・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
  - ①定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
  - ②要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
  - ③要保護児童対策を推進するための啓発活動
  - ④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

#### 【個別ケース検討会議】

- ・ 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。
- ・ 個別ケース検討会議の構成員も、協議会の構成員である以上、守秘

義務が課せられているので、関係機関等の中で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。

- ・ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
  - ①要保護児童の状況の把握や問題点の確認
  - ②支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
  - ③援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
  - ④ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
  - ⑤実際の援助、介入方法（支援計画）の検討
  - ⑥次回会議（評価及び検討）の確認
- ・ なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。

現在、市町村で取組が進みつつある児童虐待防止ネットワークについては、市町村の規模や児童相談体制にもよるが、以上のような三層構造となっていることが多い。

市町村の規模や関係機関の多寡等によっては、幅広い関係機関を構成員とし、代表者会議や実務者会議への参加を通じて問題意識の共有や必要に応じた確な対応を取るための体制の確保を図りつつ、個別ケース検討会議については、対象とする事例の性質に応じて参加機関等を選定することも考えられる。

例えば、教育関係機関については、代表者会議には教育委員会のみが出席し、会議において提供された情報については教育委員会から各小学校、中学校等に周知することとしつつ、個別ケース検討会議には、教育委員会に加え、検討の対象となる事例に直接関係する学校等の関係者を参加させるといった手法も考えられる。

個別ケース検討会議への個別の要保護児童等に関する情報の提供については、あらかじめ児童や保護者の理解を得ておくことが望ましいが、当該児童の保護のために特に必要がある場合であって、これらの者の理解を得ることが困難であるときはこの限りではない。

協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されているところであり、児童

相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。

また、支援が必要であるにもかかわらず、連絡先等が不明となってしまった子どもや保護者等に関する情報を共有し、これらの者を早期に発見し、必要な支援を行うことも期待される。

#### オ 関係機関に対する協力要請

こうした要保護児童等に関する情報の交換や支援の内容に関する協議を行うために必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる（児童福祉法第25条の3）。

この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能であるが、この要請に基づき当該関係機関等から協議会に対し一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と協議会の構成員の間で双方向の情報の交換等を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に守秘義務が課せられる協議会の構成員なることについても要請することが適当である。

なお、医師や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられているが、要保護児童の適切な保護を図るために、この規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することとはならないものと考えられる。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。（個人情報の保護に関する法律第16条及び第23条）

しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、児童福祉法第25条の3に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人の情報の保護に関する法律に違反することにもならないものと考えられる。

### ③ 要保護児童対策調整機関

#### ア 趣旨

多くの関係機関等から構成される協議会が効果的に機能するためには、その運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う機関を明確にするとといった責任体制の明確化が重要であることを踏まえ、協議会にはこうした業務を担う要保護児童対策調整機関（以下単に「調整機関」という。）を置くこととした。

#### イ 調整機関の指定

協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り調整機関を指定する（児童福祉法第25条の2第4項）。

要保護児童対策調整機関には、児童福祉担当部局あるいは母子保健担当部局といった児童福祉に関係の深い部局が指定されることが想定されるが、具体的にどの関係機関等を調整機関として指定するかは各地方公共団体の児童相談体制の実情等による。

#### ウ 業務

調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う（児童福祉法第25条の2第5項）。

なお、調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

##### (ア) 協議会に関する事務の総括

- ・協議事項や参加機関の決定等の協議会開催に向けた準備
- ・協議会の議事運営
- ・協議会の議事録の作成、資料の保管等
- ・個別ケースの記録の管理

##### (イ) 支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整

- ・関係機関等による支援の実施状況の把握
- ・把握した支援の実施状況に基づく関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

#### ④ 守秘義務

##### ア 趣旨

協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童の適切な保護を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(児童福祉法第25条の5)。

##### イ 守秘義務の適用範囲

この守秘義務の適用範囲は、協議会を構成する関係機関等の種別に応じて以下のとおりである。

#### 【国又は地方公共団体の機関である場合】

##### ① 守秘義務の対象

当該機関の職員又は職員であった者

##### ② 具体的な関係機関等の例

- ・ 国の機関
- ・ 地方公共団体の児童福祉等主管部局
- ・ 児童相談所、福祉事務所、保健所・市町村保健センター
- ・ 警察署、法務局
- ・ 教育委員会
- ・ 地方公共団体が設置する学校

#### 【法人である場合】

##### ① 守秘義務の対象

当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

##### ② 具体的な関係機関等の例

- ・ 医療機関の設置主体である医療法人
- ・ 児童福祉施設の設置主体である社会福祉法人
- ・ 私立学校の設置主体である学校法人
- ・ 社会福祉協議会（社会福祉法人）
- ・ 弁護士会
- ・ 法人格を有する医師会、歯科医師会、看護協会等
- ・ NPO法人

#### 【上記以外の場合】

##### ① 守秘義務の対象

協議会を構成する者又はその職にあった者

② 具体的な関係機関等の例

- ・ 里親
- ・ 民生・児童委員協議会、主任児童委員、民生・児童委員
- ・ 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士
- ・ 社会福祉士
- ・ 精神保健福祉士
- ・ カウンセラー（臨床心理士等）
- ・ 人権擁護委員協議会、人権擁護委員
- ・ ボランティア
- ・ NPO（法人格を有しないもの）

市町村や都道府県といった地方公共団体自体が協議会の構成員となった場合には、児童福祉担当部局に限らず、要保護児童の適切な保護に業務上直接的な関連を有しない部局の職員にまで守秘義務が及ぶこととなる。

このため、児童福祉担当部局や教育委員会といった地方公共団体の機関については、こうした機関単位で構成員となることが適当である。

また、法人格を有さない任意団体については、その会長のみが構成員になる場合は、当該団体の役職員は構成員とならないため、守秘義務がかからない。このため、このような場合は、当該任意団体の役職員すべてを、それぞれ個人として、構成員にすることが適当である。

ウ 罰則

守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる（児童福祉法第61条の3）。

⑤ その他

ア 公示

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない（児童福祉法第25条の2第3項）。

具体的には、

- (ア) 要保護児童対策地域協議会を設置した旨
- (イ) 当該協議会の名称



- (ウ) 当該協議会に係る要保護児童対策調整機関の名称
  - (エ) 当該協議会を構成する関係機関等の名称等
  - (オ) 関係機関等ごとの法第25条の5第1号から第3号までのいずれに該当するか  
の別（「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに  
該当するか  
の別）
- を公示することが必要である。

ただし、要保護児童対策調整機関に名簿を設置した場合については、個人資格での参加者（法第25条の5第3号の資格で参加している者）については、「〇〇市長が指定する者」という形で公示することが可能であるので、この方法を積極的に活用することとし、原則として個人名を公示することのないようにされたい。

なお、①守秘義務の対象者を特定する必要があること、②守秘義務は構成員及び構成員であった者にかかることから、名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても保存しておく必要がある。

また、「国又は地方公共団体の機関」又は「法人」以外の構成員（法第25条の3第3号の資格で参加している者）は、全て個人の資格で参加することとなり、任意団体の構成員という形で参加することはできないので、留意されたい。

## イ その他

児童福祉法第25条の2及び第25条の3に規定するほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める（児童福祉法第25条の4）。

現在、市町村において取組みが進みつつある虐待防止ネットワークについては、協議会に移行することが適当である。

②イのとおり、協議会の対象児童は、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。

少年非行問題を扱うネットワークとしては、協議会の他に、学校・教育委員会が調整役となっているネットワークや、警察が調整役となっているネットワークも存在するが、これら3つのネットワークは、それぞれ、中心となって活動する機関やケースに取り組む際の視点・手法が異なっていると思われる。実際に少年非行ケースを扱う際には、ケースごとに当該児童が抱える問題に最も適切に対応できるネットワークを活用することが望ましいことから、協議会としても、日頃から、他のネットワークとの連携・協力に努めら

りたい。

なお、これら3つのネットワークの構成メンバーは重複する場合も少ないと思われることから、地域の実情を踏まえつつ、運営の効率化を図るとともに、地域住民に使い勝手の良いものとなるよう適切に対応していただきたい。

また、各種の子育て支援事業を有効に活用し、子どもや家庭に適切な支援を行う観点から、子育て支援事業の調整を行う子育て支援コーディネーターの確保・育成を図るとともに、日頃から、同コーディネーターとの連携・協力を努めておくことが必要である。

### (3) 児童相談所設置市

#### ① 改正の基本的考え方

今般の改正においては、子育て支援から要保護児童対策まで一貫した児童福祉施策の実施という観点から、中核市程度の人口規模（30万以上）を有する市を念頭に置きつつ、政令で個別に指定する市に児童相談所の設置を認めることとしている。

しかしながら、現に殆どの中核市に県の児童相談所が存在していること等を踏まえれば、中核市における児童相談所の設置については、虐待をはじめとした要保護児童の状況等地域の実情を踏まえ、都道府県と十分に協議しながら進めていくことが適当と考えられる。

このため、

ア 同一市内に児童相談所を併存させる場合には、各々の児童相談所を担当区域を地域住民に周知する

イ 必要に応じて、県が新たに別の地域に設置し、既存の児童相談所は中核市に移譲するといった対策を講ずることも考えられる。

いずれにしても、地域住民にとって不都合のないよう県と市との間で十分に話し合いをしていただくことが必要と考えている。

#### ② 都道府県知事による勧告、助言又は援助

都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、その設置する児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることができることとした（児童福祉法第59条の4第3項）。

具体的には、一時保護や施設入所に関して広域的な調整を行うことや、児童相談所立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的な知識及び技術を要する相談へ

の対応に関して技術的援助や助言を行うことが考えられる。

### ③ その他

児童相談所設置市が行う事務については、現在精査中であるが、児童福祉審議会の設置を含め、都道府県及び指定都市が行っている児童相談関係の事務を行う方向で検討しているところである。

また、児童相談所設置市に設置された児童相談所については、原則として、一時保護所を設置するものとするが、都道府県が設置する児童相談所の一時保護所の活用や児童福祉施設への委託などにより、一時保護機能が十分に確保できる体制を整えている場合においてはこの限りではないものとする方向で検討しているところである。

いずれにしても、具体的な内容が決定次第、別途通知するのでご承知置き願いたい。

## (4) 児童福祉司の任用資格要件

### ① 改正の基本的考え方

児童相談所においては、虐待を受ける児童の増加、今般の改正による都道府県（児童相談所）の役割の重点化、保護を要する児童に関する司法関与の強化といった児童相談所を取り巻く状況を踏まえれば、児童相談に関し専門性を有する職員の確保が不可欠である。

このため、こうした児童相談に関して中核的な役割を担う児童福祉司の任用資格について、

ア 現行制度において任用が認められている「大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者」について、単に社会学等を修めただけでなく、新たに福祉に関する相談等の業務に従事した一定の経験（以下「実務経験」という。）を求めることとするとともに、

イ 多様な背景に由来する虐待という困難な事例に対応するためには、より幅広い視点を持つことが重要であると考えられることから、一定の実務経験や講習会の受講を前提としつつ、保健師や保育士といった幅広い人材の登用を新たに認めることとした。

### ② 具体的な見直し内容

大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者を児童福祉司として任用するときは、③に定める施設（以下「指定施設」と

いう。)において1年以上実務経験を積んでいるものでなければならないものとする(児童福祉法第13条第2項第2号)。

これに伴い、「大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者」に準ずるものとして児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)上規定されている以下の任用資格についても、同様の見直しを行った。

ア 大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を優秀な成績で単位を取得したことにより、大学院への入学を認められた者

イ 大学院等において社会学、心理学又は教育学を専攻する研究科を修めて卒業した者

ウ 外国の大学において、社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者

また、以下の者については、それぞれ指定施設において以下の実務経験を積んでいることに加え、④に定める講習会の受講を条件に、児童福祉司としての任用を認めることとした。

ア 保健師 実務経験：1年以上

イ 助産師 実務経験：1年以上

ウ 看護師 実務経験：2年以上

エ 保育士 実務経験：2年以上

オ 教員(専修・1種) 実務経験：1年以上

カ 教員(2種) 実務経験：2年以上

キ 児童指導員 実務経験：2年以上

### ③ 指定施設の範囲

指定施設の範囲は、福祉に関する相談援助をその業務とする社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他厚生労働大臣が適当と認める施設とする(児童福祉法施行規則第5条の3)。具体的には、別紙1の施設が該当する。

なお、児童福祉司の任用資格要件を満たすためには、指定施設において、福祉に関する相談等の業務に従事していることが必要であり、その具体的な範囲は、下記の通知による。

ア 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日 社庶第29号)

- イ 精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日 障精第0520001号）
- ウ 児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について（平成17年2月25日 雇児発第0225003号）

④ 講習会

保健師等新たに児童福祉司の任用資格に追加される方が受講しなければならない講習会は、以下の基準を満たすものとする。（「児童福祉法施行規則第6条第6号の厚生労働大臣が定める講習会」（平成17年厚生労働省告示第42号））

- ア 都道府県（指定都市）又は都道府県（指定都市）からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること
- イ 講義及び演習により行うものであること
- ウ 修業年限が概ね3月以内であること
- エ 講習会の内容は、以下に定めるもの以上であること。

【講義科目】

児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論

【演習科目】

社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

講義科目については、通信教育による受講も認められるものとする。

⑤ 経過措置

児童福祉法の一部を改正する法律の施行の際、現に任用されている児童福祉司については、改正後の児童福祉法の規定に基づき任用された児童福祉司とみなすものとされている。（児童福祉法の一部を改正する法律附則第3条関係）

また、以下の者については、指定施設における1年以上の実務経験が必要となるのは、平成17年4月1日以降に任用する場合であることに留意されたい。

- ア 大学において社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を優秀な成績で単位を取得したことにより、大学院への入学を認められた者
- イ 大学院等において社会学、心理学又は教育学を専攻する研究科を修めて卒業した者
- ウ 外国の大学において、社会学、心理学又は教育学を専修する学科等を修めて卒業した者

## (5) 児童相談所長の研修義務化

### ① 改正の基本的考え方

児童相談所は、子どもを守る最後の砦として一時保護や親子分離といった強力な行政権限が与えられた行政機関であり、こうした権限行使の最終的判断を担う所長の職責は極めて大きい。

虐待を受けた児童等の増加、今般の改正による児童相談所の役割の重点化、保護を要する児童に関する司法関与の強化など、児童相談所の専門性の強化が求められていることを踏まえれば、児童を取り巻く直近の状況や所長としてのマネジメントの基本を具体的に認識させることが重要であることから、児童相談所長について一定の研修の受講が義務化された（児童福祉法第12条の3第3項）。

### ② 研修の内容等具体的な実施方法

研修の内容等具体的な実施方法は、以下のとおりである（「児童福祉法第12条の3第3項の厚生労働大臣が定める基準」（平成17年厚生労働省告示第43号））。

#### ア 研修の実施主体

都道府県（指定都市）又は都道府県（指定都市）からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものとする。

#### イ 研修方法

- ・講義及び演習により行う。
- ・ある程度まとまった研修を行う必要性、所長が長期に不在になることによる弊害等を考慮し、2泊3日程度の研修を2回、1回目と2回目の研修の間は6月以内で実施するものとする。

#### ウ 研修内容

##### 【講義科目】

- |                                 |      |
|---------------------------------|------|
| ・児童家庭福祉に係る制度及びサービスに関する講義        | 90分  |
| ・児童相談所の運営に関する講義                 | 180分 |
| ・児童虐待への対応に関する講義                 | 90分  |
| ・少年非行への対応に関する講義                 | 90分  |
| ・要保護児童対策地域協議会の活用等関係機関との連携に関する講義 | 90分  |

### 【演習科目】

・児童相談所の運営に関する演習	180分
・児童虐待への対応に関する演習	180分
・少年非行への対応に関する演習	90分
・要保護児童対策地域協議会の活用等関係機関との連携に関する演習	180分
・裁判所に対する申立て等に関する演習	180分
・その他児童の権利擁護(児童福祉施設等における懲戒に係る権限の濫用への対応を含む。)に関する演習	180分

### ③ その他

研修の受講義務は、平成17年4月1日以降に任用される児童相談所長に限らず、平成17年4月1日現在で任用されている全ての児童相談所長に生じるものである。ただし、過去に、子どもの虹情報研修センターが実施した児童相談所長研修を受講した者は、当該受講義務を果たしているものとして扱うこととする。

児童相談所長経験者が、他の児童相談所の所長となった場合の取扱いは以下のとおりとする。

ア 児童相談所長 → 他の児童相談所の所長

再度、研修を受講する必要はないものとする。

イ 児童相談所長 → 他の役職 → 他の児童相談所の所長

児童を取り巻く最新の状況を再認識していただくため、再度の研修を義務付ける。

なお、子どもの虹情報研修センターにおいて、上記②の条件を満たす研修を実施する予定であるので、適宜ご活用されたい。

### (6) 保健所との連携・協力

児童虐待は、家庭内で生じ、被害を受ける子どもが自ら声を上げにくい特性があるため、発見される時点で既に重篤な状況に至っていることも少なくない。また、児童虐待は、

- ・その後の子どもの発達障害、情緒面や行動面の問題、
- ・さらには、虐待の世代間連鎖を引き起こすこともあると言われており、子どもの一生涯、さらには世代を超えて大きな影を落とすものである。

このため、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、心身ともに健全に成長できるよう、早期発見・早期対応のみならず、発生予防への取り組みが重要である。

保健所は、従来より母子保健活動や精神保健活動を通じて児童やその保護者の疾患や障害等に対して専門的支援を行っており、児童虐待やそのおそれのある家庭に無理なく接する機会を持つことができる機関である。児童相談所は、保健所と適切な連携を図り、児童虐待の発生予防に努めることが必要である。

特に、今回の法改正においては、児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができることとされたところであり（児童福祉法第12条の6第2項）、例えば次に掲げるような事項について協力を求めるなど、適切な対応をお願いする。

ア 保健、栄養上の指導依頼（身体に障害のある児童の療育指導、精神障害のある児童の指導等を含む。）

イ 一時保護、児童福祉施設への入所措置等を行う際の健康診断の依頼

ウ その他保健所の関与が必要と認められる事例（保護者に統合失調症等の精神疾患やその疑いがある場合やアルコール依存症等アルコールに関連する問題がある場合、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼがある場合のほか、いじめ問題、引きこもりその他の思春期に特有の精神保健問題への対応が必要な場合など）への協力依頼

なお、児童相談所は、保健所が把握している児童やその保護者に関する情報及び専門的知識や技術を有効活用するなど連携を図りながら相談業務を行うことが必要である。

## (7) 児童委員・主任児童委員

### ① 改正の基本的考え方

主任児童委員は児童委員の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされているが、地域で発生する個別事案についても、児童委員としての職務を行い得るものであり、この旨が今般の改正により明確化された（児童福祉法第12条の2第3項）。

また、児童相談所は児童委員に下記のアからウまでのような調査を委託することや、問題が家庭環境等にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例については、児童委員指導措置を行うことも考えられることは従来から同様である。



- ア 児童委員から通告等を受けた事例で判定のために更に必要な資料を得ようとする場合の調査
- イ 保護を要する児童の家庭、地域に関する調査
- ウ その他必要と認められる調査

今般の改正の趣旨を踏まえ、上記の調査の委託や児童委員指導措置を行う際には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられる者を選任されたい。

## ② 児童委員・主任児童委員の活用

上述の調査の委託や児童委員指導措置だけでなく、児童虐待事案等に対しては児童委員・主任児童委員を積極的に活用していくことが必要である。

また、平成16年12月1日には、児童委員・主任児童委員の一斉改選が行われたところであり、これらの趣旨も含め、児童委員・主任児童委員の知識、技術の向上に努めることが必要である。

なお、児童委員・主任児童委員の活動については、「児童委員の活動要領」を平成16年11月8日雇児発1108001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知で改正しているところであり、当該通知にも留意しつつ、児童委員・主任児童委員を積極的に活用されたい。

## 2 児童福祉施設、里親等の見直し

### (1) 乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件の見直し

#### ① 改正の基本的考え方

現在、乳児院及び児童養護施設については、

- ア 乳児院は、乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）
- イ 児童養護施設は、乳児を除く児童をそれぞれ入所の対象としている。

しかしながら、こうした現行制度については、乳児院に入所した児童がおおむね2歳を迎えると児童養護施設への措置変更を行わざるを得ず、愛着形成が重要な局面にある一方で、環境への適応能力が不十分な時期に生活環境の大きな変化を経験させることとなるため、児童の健やかな成長に深刻な影響を及ぼす場合があることが指摘されている。

このため、乳児院及び児童養護施設の入所児童に関する年齢要件について、

ケアの連続性に配慮することができるように見直されたものである。

具体的には、「乳児院は原則として乳児を、児童養護施設は原則として乳児以外の児童を対象とする」との両施設の基本的な性格は維持しつつ、一定の事由に該当する場合には、乳児院は幼児（1歳以上小学校就学前の児童）を、児童養護施設は乳児を、それぞれ入所させることができることとされた（児童福祉法第37条及び第41条）。

② 例外的な取扱いを行う一定の事由に該当する場合

今般の改正により、

- ア 乳児院については、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には、幼児を
  - イ 児童養護施設については、「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には、乳児を
- それぞれ入所させることができることとなる。

乳児院における「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

- ア 児童に疾病や障害があり、引き続き乳児院で援助することが適当であると判断される場合（疾病や障害の内容・程度に鑑み、医療機関や障害児施設において援助するのが適当な場合は除かれる。）
- イ 保護者の家庭環境が整備され、ほどなく家庭に引き取られることが明らか  
な場合や、近々に里親委託や養子縁組の成立が見込まれる場合
- ウ 兄弟姉妹で別々の施設に措置することが児童の福祉に反する場合  
等が考えられ、

児童養護施設における「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

- ア 兄弟姉妹で別々の施設に措置することが児童の福祉に反する場合
- イ 小学校就学後も家庭等に引き取られる見込みが極めて低い場合  
等が考えられる。

乳児院又は児童養護施設への入所又は継続入所の判断は、児童や家庭環境の状況及び保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきものであるが、今回の改正の運用に当たっては、当然のことながら、上記のような具体的な例を含め、「児童の最善の利益」にかなうと考えられる場合に限り、乳児院への入所及び入所継続措置並びに児童養護施設への入所措置を行うこと。

なお、児童養護施設への乳児の措置については、  
ア 看護師による適切なケアが受けられること  
イ 乳児院で行われている養育の内容（定時の授乳やおむつ交換等）が行われること  
に十分留意すること。

### ③ 措置費の取扱い

乳児院に3歳以上の幼児を入所させる場合及び児童養護施設に乳児を入所させる場合の措置費については、当該年齢の児童に要するケア等を考慮し新たな単価を設定した。詳細については、「「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の一部改正について」（平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 厚生労働事務次官通知）及び「「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」の一部改正について」（平成16年12月3日雇児発第1203002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。

## (2) 受託児童の監護、教育及び懲戒に関する里親の権限の明確化

### ① 改正の基本的考え方

虐待を受けた児童等、情緒面・行動面で問題を抱えている児童が急増している中、家庭的な環境の下でケアを行う里親の役割はますます重要となっている。

こうした中で、里親制度が普及しない一因として、監護等に関する里親の権限が不明確であり、安心して養育に携われないことが指摘されていることを踏まえ、里親についても、児童福祉施設の長と同様に、監護・教育・懲戒に関し、児童の福祉のため必要な措置を採ることができることを明確化することとした（児童福祉法47条第2項）。

なお、こうした見直しに合わせ、児童福祉法の総則の中に里親の定義規定を設け、社会的養護における里親の重要性を明確化しているところである（児童福祉法第6条の3）。

### ② 権限の内容

里親について今般の改正により明確化された監護・教育・懲戒に関する権限の内容は、従来、児童福祉法第47条第2項により児童福祉施設の長に認められてきた権限と同様である。

また、里親が監護・教育・懲戒に関し児童の福祉のため必要な措置をとることが出来る児童は、「親権を行う者又は未成年後見人のある児童」だけではなく、「親権を行う者又は未成年後見人のない児童」も当然含まれる。

ただし、懲戒に関する措置は、あくまでも児童の健全な育成のために認められるものであり、体罰や言葉による暴力、性的な嫌がらせなど、児童に大きな苦痛や屈辱感を与える等の行為が懲戒に関する措置として許されないことは明らかであることから、里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）を改正し、新たに懲戒に関する権限の濫用禁止を明記したところであり、懲戒に関する措置については、子どもの健やかな成長に必要な最小限度のものとなるよう、里親に対する指導を徹底されたい。

なお、今般の改正では、里親について、児童福祉施設の長と同様、受託中の児童に関する就学義務も明確化したところである。

### (3) 保護受託者制度の廃止

#### ① 改正の基本的考え方

近年、虐待を受けた児童など自立までに手厚い支援を要する児童が増加する中で、生活習慣の確立のための「養育」と自活のための「職業指導」を併せて行うことが必要な児童も増えている。

他方、保護受託者制度は、児童の生活費は児童に支払う賃金で賄えることを前提とした制度であるが、上記のように手厚い支援を要する児童が増加する中で、十分に活用されてはいない状況にある。

こうした状況を踏まえ、児童の現状に合わなくなった保護受託者制度は廃止する一方、一定の要件を満たす里親が養育と併せて職業指導を行えることとし、年長児童に対する自立支援を推進することとした。

なお、職業指導の名を借りた児童の労働力搾取を防止するため、里親が職業指導を行う場合には、

ア 職業指導を行う期間は原則として1年以内とする、

イ 児童の同意を要件とする、

ウ 児童相談所による里親への指導監督を徹底する

等の対策を講じることとした。

#### ② 里親が職業指導を行う場合の具体的な運用

職業指導を行うことを希望する里親は、

ア 指導に係る職業について相当程度の経験を有していること  
イ 児童の福祉の増進を図る観点から適当なものであり、かつ、児童の自立に資する職場・職業について指導を行うものであること  
の要件を満たしていなければならない。

また、職業指導を行うことを希望する里親は、予め都道府県知事の認定を受けるとともに、里親名簿にその旨登録しておく必要がある。

なお、養育里親、親族里親、短期里親、専門里親、いずれも職業指導を行うことは可能である。

里親に職業指導を行っていただく際には、児童に対し進学など他の選択肢もよく説明し、当該児童の希望等を十分に把握した上で判断されたい。また、職種や職場等のマッチングもよく検討願いたい。

なお、里親が行う職業指導は、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。児童の労働力の搾取を目的として行ってはならない。このことを制度的にも担保するため、

ア 都道府県知事が児童に対し職業指導を行うことが適当であると認め、かつ、当該児童の同意を得た場合に限り、里親は職業指導を行うことができること  
イ 職業指導の対象となる児童は、義務教育を終了したものとする  
ウ 職業指導の期間は、原則として1年以内とし、都道府県知事が必要と認め、かつ、当該児童が同意した場合には期間を更新できるものとする  
などを「里親の行う養育に関する最低基準」に規定したところである。

児童相談所においても、里親が職業指導を行う場合には、こまめに職場訪問するなどして児童が置かれている状況等を常に把握し、児童が里親や職場の他の者から不当な扱いを受けることのないよう十分注意されたい。

里親が職業指導を行う場合の具体的な運用については、上記のほか、「里親が行う職業指導について」（平成16年12月28日雇児福発第1228002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）を参照されたい。

### ③ 専門里親への委託の推進

専門里親へ委託した児童の委託期間は原則として2年以内となっていることから、従来、この「2年以内」の文言に縛られ、容易に委託の継続はできないと解釈されてきたところであるが、専門里親制度の積極的活用が図られるよう、「里親が行う養育に関する最低基準」の見直しを行ったところである。

この見直しは、当初の委託の段階から「2年以内」という期間にとらわれず

に、里親の力量や児童の状況などに応じて弾力的な運用を図るという趣旨である。

この趣旨を踏まえ、この取扱いにより里親への委託を積極的に推進していただきたい。

なお、専門里親の登録更新時には、養育技術の向上等を目的として「継続研修」を実施しており、この研修については、各都道府県・指定都市において実施することが望ましいと考えているところであるが、専門里親研修として、独自の実施が困難な都道府県・指定都市が多いことから、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に、当分の間、専門里親継続研修の実施を依頼したところである。

#### (4) 児童福祉施設及び児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)における退所した者に対する相談その他の援助

##### ① 児童福祉施設

児童が社会的に自立できるよう支援して行くに当たっては、入所中のみならず退所後においても継続的に支援することが重要である。特に、近年は、虐待を受けた児童等、手厚い支援を必要とする者が増加しており、こうした者に退所と同時に自立を求めるのは容易ではない。

このため、今般の改正により、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設について、施設の業務として、退所した者について相談その他の援助を行うこと（アフターケア）が明確化された（児童福祉法第37条、第38条、第41条、第43条の5、第44条）。

従来から、施設においては、退所した児童が社会の中で様々な問題にぶつかり相談等に訪れたときには助言等を行ってきたところであり、今般の改正により明確化されたアフターケアの内容も、このような援助を想定している。

平成16年度からは、家庭支援専門相談員（ファミリー・ソーシャル・ワーカー）を全児童福祉施設に配置することとしたところでもあり、施設においては、このような職員も活用しながら、入所児童に対するケアに支障が生じない範囲でできる限り、退所児童に対するアフターケアを行っていただきたい。

##### ② 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）についても、上記の児童福祉施設と同様に事業の内容として、措置を解除された者について相談その他の援助を行うこと（アフターケア）が明確化された（児童福祉法第6条の2第11項）。

併せて、年長の児童を対象としている児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）については、事業の内容として「就業の支援」も明確化されたところである。

本事業については、少年非行対策の観点からも重要な意義を有しており、特に未設置の都道府県においては、積極的に設置を検討されたい。

#### (5) 児童福祉施設最低基準の改正

児童福祉施設におけるケアをより適切なものとするため、今般の法改正に併せて、児童福祉施設最低基準を改正したところである。主な改正点は次のとおりである。なお、①及び②の事項については、平成17年1月1日から、③から⑤までの事項については、平成17年4月1日から施行されることとされている。

##### ① 虐待等の禁止

もとより、児童福祉施設の職員は、入所してる子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであるが、今般、その旨を児童福祉施設最低基準に明記したところである。

都道府県においても、児童相談所と施設との連携を日頃から密にするなどして、施設内虐待の徹底した防止に努められたい。

##### ② 秘密保持義務

もとより、児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものであるが、今般、児童福祉施設の職員等の守秘義務として、

ア 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと

イ 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないこと

を児童福祉施設最低基準に明記したところである。

イの具体的な内容については、従業者との雇用時等に、児童福祉施設の従業者が従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を取り決めるとともに、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずることが考えられる。

③ 児童福祉施設職員の専門性の確保

児童福祉施設職員の専門性の確保を図るため、

ア 児童福祉施設の職員は、各施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと

イ 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないこと

を明記したところである。

④ 自立支援計画の策定

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の各施設長は、入所児童等に対して計画的な自立支援を行うため、個々の入所児童等に対する支援の計画を策定しなければならないことを規定したところである。

なお、児童福祉施設に対する措置が行われてから児童福祉施設が子ども等の実態把握・評価に基づき自立支援計画を策定するまでの数ヶ月間は、児童相談所の策定した援助指針を自立支援計画として活用し支援することも差し支えないものとする。

⑤ 苦情解決における第三者委員の設置

施設内虐待等を防止するためには施設運営の透明性の確保も重要な手段の一つであることから、障害児施設を含め措置施設を対象に、苦情解決の仕組みの例示として、現行の「受付窓口の設置」に加え「施設職員以外の者の関与」を追加し、第三者委員の設置を推進することとしたところである。

3 要保護児童に関する司法関与の強化

今般の改正においては、児童虐待等の対応が困難な相談が増加する中で、児童相談所の体制強化だけでは全ての事例に適切に対応しきれない現状を踏まえ、

(1) 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所措置の有期限化

(2) 児童相談所が保護者に対して行う指導措置に家庭裁判所が関与する仕組みの導入

(3) 児童相談所長の親権喪失請求権の18歳以上の未成年者への拡充

を行い、要保護児童に関する司法関与の強化を図ることとした。(別紙2：司法関与全体像参照)



## (1) 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所措置の有期限化

### ① 改正の基本的考え方

現在、保護者の意に反し家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所等の措置については、特に期間の制限がなく、こうした入所措置を解除する時期は、専ら都道府県の判断に委ねられている。

しかしながら、こうした現行制度については、

ア 保護者や児童の状況は変化するものであり、人権保障の観点からは、入所時だけでなく、定期的に司法が関与し、親子分離の妥当性について審査を行うべきである

イ 措置に期限を設けることで、保護者が将来の見通しを持つことができ、保護者に対する指導を効果的に行い易くなる

との指摘があることから、今般の改正においては、期間に制限のない現行制度を改め、期間については原則2年間を限度とし、必要に応じ家庭裁判所の承認を得て更新する仕組みとすることとした。

今般の見直しは、このような趣旨から行うものであり、

ア 2年経過すると児童が保護者の元に必ず戻ってくることを意味するものではなく、

イ 2年ごとに、保護者に対する指導措置の効果や児童の心身の回復の状態等を十分に見極めた上で、引き続き、強制入所措置が必要であるか否かを検討すべきものである点に留意願いたい。

### ② 具体的な運用

①で示したように、保護者の意に反し家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉施設への入所等の措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。

このため、児童相談所においては、この間に親子の再統合その他の児童が良好な家庭的環境で生活することができるようにすることに向けて、保護者に対する指導や、施設や里親に措置（委託）された児童の訪問面接等に努めるものとする。

このように入所措置の期間は2年を超えてはならないとされているが、当該入所措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし、これを継続しなければ保護者とその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、そ

の期間を更新することができる（児童福祉法第28条第2項）。

特に、入所措置の更新について、保護者に対する指導措置の効果等に照らし判断する旨の規定は、衆議院において全会一致で修正・追加され、更新に際しては、指導措置の効果や児童の心身の状態等を考慮することが明確化されたものであり、その経緯を踏まえ、適切に対応されたい。

#### ア 家庭裁判所への提出資料

こうした児童福祉法第28条の規定に基づく措置の承認の申立てに際しては、現行制度においても家事審判規則に基づき、児童相談所は所要の資料を提出することとされており、「子ども虐待対応の手引き」においてもこうした提出資料等を示しているところである。

各児童相談所においても、家庭裁判所による迅速かつ適正な審理に資するよう、家庭裁判所への提出資料等についてそれぞれ工夫を講じているものと承知しているが、今般の改正による要保護児童に関する司法関与の強化を一つの契機に、現在、厚生労働省において児童自立支援計画研究会を開催し、児童及びその保護者の実態把握・評価（アセスメント）並びに自立支援計画について検討を行っているところである。

今後、試行的に実施した上で、年度内を目途に最終的な成果物をまとめ、各自治体に通知することとしているが、要保護児童等に対する一層適切な支援を図る観点から、家庭裁判所への提出資料作成のための資料の一つとして用いるなど積極的に活用されたい。

なお、今般の改正においては、児童福祉法第28条の規定に基づく措置の承認の申立てが行われた場合に、家庭裁判所が児童相談所に対し、期限を定めて、児童福祉法の規定に基づき児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができることとしたところであり、家庭裁判所における迅速かつ適正な審理に協力されたい（児童福祉法第28条第5項）。

#### イ 更新の承認の申立ての時期等

児童福祉法第28条の規定に基づく措置の更新の承認については、家庭裁判所における審理に一定の期間を要することから、その申立ての時期については家庭裁判所と適宜調整を図ることとし、事例ごとに、措置開始（又は更新措置開始）から2年が経過する日から審理及び審判の確定に要する期間（2～3か月程度）を見込んだ上で前もって、所要の資料を準備し、申立てを行

われたい。

しかしながら、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から、措置開始（又は更新措置開始）から2年が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が確定しない事態が発生することも考えられる。

このため、都道府県等は、当該申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができることとした。（児童福祉法第28条第4項本文）

なお、家庭裁判所において申立てを却下する審判（措置の期間の更新を認めない判断）が出されたケースであっても、この審判が確定するまでの間（すなわち、この審判について児童相談所側が不服申立てを行い、高等裁判所で争っている間）は、児童福祉法第28条第4項本文に基づき引き続き当該措置を採ることができる。

ただし、確定していない下級審の審判とはいえ措置の期間の更新を不相当とする司法判断が出ていることは一定程度尊重されるべきであり、このようなケースで当該措置を継続することができるのは、申立てを却下する下級審の判断が出ていることを考慮してもなお必要があると認める場合に限定されているのであるから（児童福祉法第28条第4項ただし書き）、継続の可否については慎重に検討する必要がある。

#### 【参考】審判の確定

##### ①家庭裁判所の審判

即時抗告が可能。申立期間は2週間。→ 2週間経過 → 審判確定  
↓申立て

##### ②高等裁判所の決定により確定

※ ただし、法律の規定に従い、最高裁判所に特別抗告（民事訴訟法336条）・許可抗告（同337条）をすることは可能。

#### ウ 解除

児童福祉法第28条の規定に基づく措置の解除については、家庭裁判所の承認は必要とされていないが、児童を保護者の元に帰すか否かの判断は極めて重要であり、保護者に対する指導措置の効果や児童の心身の状態、地域のサポート体制などについての総合的な評価に基づき検討し、判断する必要がある。

特に、措置解除の客観性と専門性の向上の観点から、できる限り児童福祉

審議会の意見聴取を行うよう努められたい。

また、児童福祉法第28条の規定に基づく措置を解除された児童・家庭については、その自立を円滑に進めていけるよう、解除後であっても、引き続き、様々な支援・援助が必要である。

このため、今般の見直しにおいても、

ア 地域での予防から自立までの見守り体制を強化するため「要保護児童対策地域協議会」を法定化

イ 児童福祉施設の本来業務として退所児童に対するアフターケアを追加したところであり、このような施策を通じて、円滑な自立が図られるよう必要な支援を提供していくことが必要である。

## エ 経過措置

改正児童福祉法の施行（平成17年4月1日）前に採られた児童福祉法第28条の規定に基づく施設入所等の措置の更新に関する取扱いは、以下のとおりである。

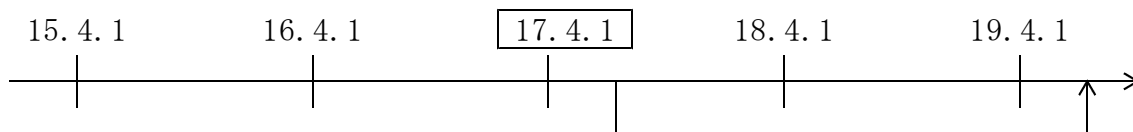
(ア) 平成16年4月1日～平成17年3月31日に開始された措置

→ 施行後に開始された措置と同様に、措置開始から2年が経過した時点で期間満了。

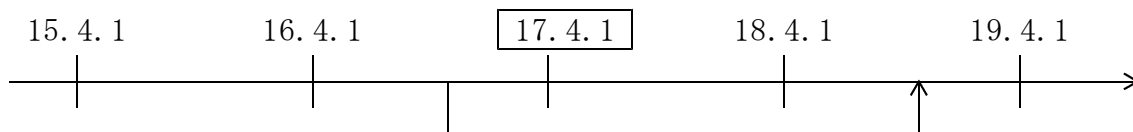
(イ) 平成16年3月31日以前に開始された措置

→ 経過措置により平成16年4月1日に措置が開始したものとみなす（＝期間は平成18年3月31日に満了）（児童福祉法の一部を改正する法律附則第4条）。

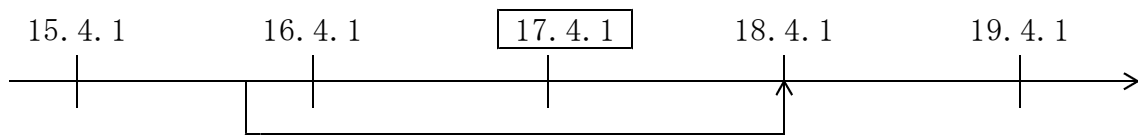
### 【28条措置の取扱いについて】



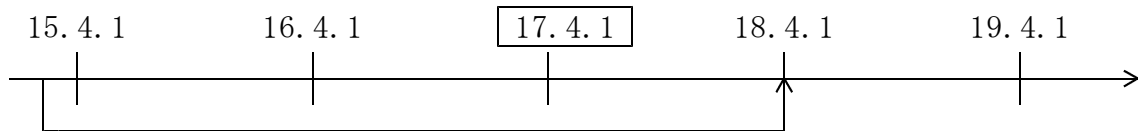
※ 原則どおり



※ 原則どおり



※ 16.4.1に措置開始とみなす（経過措置）



※ 16.4.1に措置開始とみなす（経過措置）

## (2) 児童相談所が保護者に対して行う指導措置に家庭裁判所が関与する仕組みの導入

### ① 改正の基本的考え方

家族再統合・家族の養育機能の再生を図るためには、虐待を行った保護者が自らの生活や考え方などを改めるよう指導していくことが重要である。

現在、都道府県（児童相談所長）は、児童福祉法に基づき、児童相談所の児童福祉司等に保護者を指導させる措置を採ることができ、特に児童虐待を行った保護者については、児童虐待の防止等に関する法律上、この指導を受けなければならないこととされている。しかしながら、こうした指導に保護者が従わないことも少なくない。

こうした状況に対し、これまでは保護者に対し、ねばり強く指導を受けてもらうことの必要性を説明し、理解を求めるなどにより対応していただいているところである。

このような対応に加え、児童虐待を行った保護者については、児童虐待防止法に基づき、保護者指導を受けるよう都道府県知事による勧告を行うことができることとされているので、この勧告制度の積極的な活用を検討願いたい。

これらの対応に加え、今般の改正では、施設入所等の措置に関する承認の審判をする場合において、保護者指導の動機付けや実効性を高める観点から、保護者指導に関する司法の関与を強化することとした。

具体的には、まず施設入所等の措置に関する審判の過程において、家庭裁判所が都道府県（児童相談所長）に対し、期限を定めて、保護者に対する指導措置に関する報告や意見を求めることができることとした。

また、児童福祉施設への入所等の措置に関する承認の審判を行う際、家庭裁判所が、必要に応じ、都道府県（児童相談所長）に対し保護者指導措置を採るべき旨を勧告する制度を導入することとした。

## ② 具体的な運用

### ア 家庭裁判所における審判過程における保護者指導に関する報告・意見の聴取

施設入所等の措置に関する審判の過程における報告・意見の聴取については、家庭裁判所が都道府県に対し、

(ア) 審判の申立前に行った保護者指導措置の結果に関する報告や意見、

(イ) 事例によっては、審判の過程において一定期間保護者指導措置を継続し、その結果に関する報告や意見

を求めることができることとした。

(ア)、(イ)いずれの場合も、こうした報告・意見の聴取を行うか否かは家庭裁判所の判断によるが、まず(ア)については、家庭裁判所から求められるまでもなく、その迅速かつ適正な審理を期するため、申立時あるいは申立後速やかに児童相談所から家庭裁判所に提出することが望ましい。

(イ)については、虐待事例の中には、申立ての段階では児童福祉法第28条の要件が整っているものの、家庭裁判所の審判の過程で子どもとの分離を目前にすれば、それを契機に保護者が児童相談所の指導に従い、養育態度等の改善につながる可能性があるとして判断する事例も存在すると考えられる。

こうした事例については、審判の過程においても一定期間保護者指導措置を継続し、その結果に関する報告や意見を児童相談所から聴取した上で、最終的に判断することが適当である旨の意見を、保護者指導措置の内容及びこれにより期待される効果などとあわせて申立時に提出することが適当である。また、家庭裁判所から求められた場合には、定められた期間内に保護者指導措置の結果及び意見を報告することが必要である。

### イ 保護者指導措置を採るべき旨の勧告

家庭裁判所は、施設入所等の措置を承認する審判を行う場合において、当

該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うために、保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができることとした（児童福祉法第28条第6項）。

今回の改正においては、施設への入所等の措置について2年ごとの更新制を導入したところであり、こうした勧告を家庭裁判所が行うことにより、2年後の更新の審判に向けて、保護者が児童相談所による指導措置に従い、養育態度等の改善に取り組むインセンティブが高まるものと期待される。

こうした勧告を行うか否かは、家庭裁判所の判断によるが、児童相談所としてこうした勧告が効果的であると判断する場合には、家庭裁判所への審判の申立時にその旨の意見を述べるのが適当である。この場合、予定している保護者指導措置の内容とこれにより期待される効果などについても、併せて提出することが必要である。

なお、保護者指導や家族再統合に関するプログラムについては、虐待に至る背景は複雑であることから、汎用性の高いプログラムの開発には更なる取組が必要であるが、現時点において行われている様々な取組を『子ども・家族への支援・治療をするために』としてまとめ、各児童相談所に配布しているので、参考とされたい。

#### ウ 家庭裁判所による保護者指導の勧告と児童福祉審議会の意見聴取

現行制度においては、都道府県知事が児童福祉施設への入所等の措置を採る場合、当該措置が保護者又は児童の意向に反する等の場合には児童福祉審議会の意見聴取を行うこととされているが、児童福祉法第28条の規定に基づき家庭裁判所の承認を得て措置を採る場合には、こうした意見聴取は必ずしも必要とされていない。

ただし、措置決定の客観性と専門性の向上の観点から、児童福祉審議会の意見聴取を行うことは意義深いものであり、積極的な活用を検討願いたい。

また、今般の改正により設けられた保護者指導の勧告は、第28条の規定に基づく施設入所措置の承認に付随して行われるものであることから、この勧告を踏まえて保護者指導措置を行う場合には、児童福祉審議会の意見聴取は不要である。

### (3) 児童相談所長の親権喪失請求権の18歳以上の未成年者への拡大

#### ① 改正の基本的考え方

現在、親権喪失の宣告については、18歳未満の児童の場合は、児童相談所長も請求することができるが(児童福祉法第33条の6)、18歳以上の未成年者の場合に請求できるのは、その親族又は検察官のみとされている。

しかしながら、18歳以上の未成年者の場合であっても、親権者と関わりを持ちたがらないなど親族が請求を躊躇することも多いことから、今般の改正においては、こうした場合にも適切に対応できるよう、児童相談所長の親権喪失宣告請求権を18歳以上の未成年者にも拡大することとした。(児童福祉法第33条の6)

#### ② 未成年後見人に関する権限の取扱い

親権喪失の宣告のほか、未成年後見人の選任及び解任についても、児童相談所長の請求権を18歳以上の未成年者に拡大したところである。

## 第2 新たな小児慢性特定疾患対策の確立

- 1 今般の小児慢性特定疾患対策の見直しは、そのあり方に関する与党や専門家、患者代表等による御議論を踏まえ、法整備を含めた制度の改善・重点化を行い、安定的な制度として新たな小児慢性特定疾患対策の確立を図るものである。

具体的には、児童福祉法に本事業の根拠規定を整備した上で、

- ① 現行の小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患を基本として医学的知見に基づく対象疾患の追加、除外を行うとともに、対象を重症者に重点化する
- ② これまで疾患により取扱いが異なっていた通院に対する給付について、疾患にかかわらず対象とする
- ③ 18歳到達後20歳到達までの給付についても、疾患にかかわらず対象とする
- ④ 低所得者層に配慮しつつ、無理のない範囲の自己負担を導入することとし、平成17年4月1日から施行することとした。

なお、新たな小児慢性特定疾患対策については、本通知のほか、「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」(平成17年2月21日雇児発第0221001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の実施について」(平成17年2月21日雇児発第0221002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、「小児慢性特定疾患治療研究事業の適正化につい



て」(平成17年2月21日 雇児母発第0221001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)」及び「新たな小児慢性特定疾患対策の実務上の取扱い等について」(平成17年2月21日雇児母発第0221002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)を参照されたい。

## 2 疾患追加・削除、認定基準

今般、新たな小児慢性特定疾患対策を確立するに当たり、従来の小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患等について、以下の見直しを行うこととした。

- ① 対象疾患について、従来の小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患を基本としつつ、治療方法の確立及び普及が強く求められる慢性疾患を追加するとともに、医療技術の進歩等により現在では急性疾患に分類される疾患等を除外することとした。
- ② 疾患の特異性に応じ、症状、検査値、治療内容等による一定の基準を設け、対象患者の重点化を図ることとした。ただし、症状が悪化し再度当該基準に該当するに至った者も対象とする。(具体的な基準は「児童福祉法第21条の9の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度」(平成17年厚生労働省告示第23号)を参照のこと)
- ③ 従来1か月未満の入院が対象となっていなかった疾患について、入院期間の制限を撤廃することとした。

## 3 対象年齢

現在の小児慢性特定疾患治療研究事業は、原則として18歳未満の児童を対象としているが、一部の疾患については、18歳になる前に既に事業の対象となっており引き続き治療が必要な者については、20歳未満まで延長して事業の対象としているところである。

今般、児童福祉法に本事業を位置付けるに際しては、これまでの取扱いを踏まえるとともに、疾患間の取扱いの相違を是正し、すべての疾患について、18歳になる前に既に事業の対象となっており引き続き治療が必要な者について、20歳未満まで延長して事業の対象とすることとした。

## 4 費用徴収

小児慢性特定疾患治療研究事業については、制度創設以来、四半世紀が経ち、事業を取り巻く状況も大きく変化していることから、安定的な制度となるよう、

法制化を図るとともに、制度内容の改善・重点化を図ることとしている。

こうした制度の改善・重点化を行うに当たり、併せて、無理のない範囲の患者負担を導入することとした。

患者負担の水準については、他の公費負担医療との均衡や子育て家庭の家計への負担を考慮し、低所得者に十分な配慮を行うこととした。

具体的には、保護者の所得にもよるが、1か月当たり最高でも外来5,750円、入院では11,500円とした。

また、住民税非課税世帯の場合は患者負担なし、所得税非課税世帯は外来1,100円、入院で2,200円等とするなど、低所得者に十分に配慮した患者負担とした。

さらに、一定の重症者認定基準に該当する者及び血友病患者等については、患者負担を免除することとした。

## 5 福祉サービス

本事業の見直しと併せ、福祉サービスとして、患者に対する日常生活用具の支給を行うとともに、患者を養育していた親による助言及び相談等の体制を充実することとしている。具体的には以下のとおりである。

### ① 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

車いす、特殊寝台、入浴補助用具等13品目の日常生活用具について給付する事業を実施する（費用負担あり）。

実施主体・・・市町村（国庫補助率1／2）

### ② 療育指導事業（母子保健医療対策等総合支援事業）

小児慢性特定疾患児等を養育する親等の日常生活を送る上での不安や悩みの軽減のため、小児慢性特定疾患児等を養育していた者等による相談を行う事業を実施する。

実施主体・・・都道府県・政令市（国庫補助率1／3）

## 6 事業評価

都道府県知事等は、連名簿等を活用し、本事業の実施状況について、定期的に調査・分析するよう努めるものとする。また、国は、本事業の効果的運用のために実施状況等の評価を行うこととしている。詳細については別途通知するので、ご承知置き願いたい。

### 第3 その他

#### 1 (税) 情報収集の根拠規定の整備

要保護児童の保護措置、保育の実施、育成医療の給付等を行った場合には、都道府県等は本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることとされている（児童福祉法第56条）。

都道府県等においては、扶養義務者等の負担能力を把握するため、これらの者に課税状況の提出を求めたり、市町村民税主管課等の関係機関の協力により税情報を得ていたところ。

しかしながら、近年、個人情報保護の要請が高まっており、これら関係機関に協力を求める法的な根拠が求められていたところであり、このような状況を踏まえ、今回の改正で、扶養義務者等の収入について税務担当部局に対し必要な書類の閲覧、資料の提供を求めることができる旨の規定を整備した（児童福祉法第56条第9項）。

#### 2 保育料私人委託

現在、保育所の保育料については、地方自治法上、その収納を私人に行わせることができない公金に該当するため、市町村がその窓口や指定した金融機関を通じて収納している。

しかしながら、市町村や金融機関の窓口は、基本的に平日の日中のみの取扱いであり、共働き家庭が多い保育所利用者が保育料を納めやすくするためには、支払方法や機会の多様化を図る必要があることから、今回の改正においては、保育所利用者の利便性の向上等が図られる場合に限り、保育料の収納事務について、私人に委託することを認めることとした。

なお、具体的には、以下のような取扱いとなるので、その取扱に遺漏なきよう留意されたい。

- ①保育料の収納事務を私人に委託した都道府県又は市町村の長は、その旨を告示し、かつ、本人又はその扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならない。
- ②保育料の収納事務を受託した者は、都道府県又は市町村の規則の定めるところにより、その収納した保育料を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県若しくは市町村又は指定金融機関等に払いこまなければならない。
- ③保育料の収納事務を私人に委託した場合において、都道府県又は市町村が必要

があると認めるときは、当該委託に係る収納の事務について検査することができる。

### 3 条約批准のための国外犯処罰規定の整備

本年4月に国会の承認を得た「児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書」においては、児童の売買に関し、

- ①性的搾取、
- ②営利目的の臓器の引き渡し、
- ③強制労働、

を目的として児童を提供・移送・収受することについて、国民の国外犯を含めて処罰することが求められていることから、この点について国内法（児童福祉法）の整備を行った。

具体的には、既に国内の犯罪については処罰の対象となっている

- ①刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に児童を引き渡す行為
- ②児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、児童を自己の支配下に置く行為

について、国民の国外犯処罰規定を適用することとした（児童福祉法第60条第5項）。